

法教育

法教育

センターニュース

No. 14

2013年4月1日
第14号

Law-Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

巻頭言

平成24年度横浜弁護士会
副会長 高岡 俊之

～法教育と話し合い の大切さ～

本年度、「弁護士フェスタ」（横浜弁護士会の文化祭的行事）において、法教育がメインテーマに取り上げられ、劇とシンポジウムを行いました。

私は、この劇の脚本を担当しましたが、これまで書かせていただいた震災・調停制度・消費者問題などの脚本に比べ、困難を極めました。

このあたりが法教育の特殊性をあらわしているように思います。法教育は、現象や問題ではなく、あくまで教育であり、創造的な活動です。

劇では、ゴミ集積所をめぐる話し合いの全くできない大人たち→高校での昼休みに体育館の利用法を考える生徒たち→これに感化され話し合いができるようになった大人たち、という三場構成でした。やや、お話しができすぎでしたが、高校の場面では、昼休みに体育館をすべての団体が使えるわけではない、そこで、本当に必要としている団体はどこか、必要としている各団体にどのように使わせるのが公平か、という視点で対話をすすめていきます。一部の生徒は、時間の按分割が公平だと主張したり、くじ引きが公平だと主張

しますが、結局、「本当の公平とは」「本当の平等とは」という視点に立った柔軟な解決に落ち着いていきます。

つまり、1時間を4団体に15分ずつ割り振るのは、形式的には公平ですが、各団体とも15分では十分な活動ができません。また、くじ引きも公平なようですが、結果次第では一切使用できない団体が出てきます。では、必要性が最も高い団体はどこなのでしょう。必要性にも順位があるかもしれません。この順位をもとに割り付けをしてはどうかという具合です。

このようなプロセスを実現するには、話し合いが不可欠です。

自分の意見を主張するだけでなく、相手の意見をよく聴いて理解する。その上で、自分の意見が正しいと判断したら、なお、相手を説得する。こういう創造的な作業がまさに話し合いです。劇では、この話し合いの大切さも登場し、生徒たちは感化され、大人たちも感化されます。

実際の社会生活の中、話し合いの大切さは無視されがちです。機械的按分割やくじ引きなどに進むこともないわけではありません。また、一部の発言力の強い人に引きずられてしまい、無力な者は隠れてしまう。決して珍しくないことです。

法教育では、子どもたちの未来に必要な対話・話し合いを通じて、法の根底にある公平・公正・正義というものを体得してもらいます。いわば、民主主義社会の根幹を学んでもらいます。

法廷傍聴・出前授業・模擬裁判を中心として、意義ある活動をしている当会の法教育委員会・法教育センターの発展を祈念してやみません。



弁護士フェスタ in KANAGAWA 2012

橋本康弘准教授による基調講演

2012年11月18日、法教育をメインテーマとした「弁護士フェスタ in KANAGAWA 2012」が横浜市開港記念会館にて開催されました。毎年、弁護士フェスタでは、その時々 of 社会のトピックスの中からメインテーマを選んでいきますので、今回、法教育がメインテーマとなったことは、横浜弁護士会の法教育、そして神奈川の法教育にとって大きな意味を持つものであったといえましょう。

横浜弁護士会では、2000年から法教育への取り組みを始めました。2006年に設置された法教育センターによる弁護士あっせん件数は年々増加するとともに、同センターの派遣名簿に登録している弁護士は全会員の約2割に達するなど担い手も充実してきました。一方、教育現場では、裁判員制度の導入に合わせて司法に関する学習に関心が集まるとともに、新しい学習指導要領に「法に関する学習」が盛り込まれたことから、法教育についての具体的な取り組みが始まっています。このような状況のもと、今回の弁護士フェスタで法教育を取り上げたことは、まさに時機を得たものといえましょう。

弁護士フェスタでは、午前には福井大学の橋本康弘准教授による講演、午後は中高生を対象とした法に関する作文コンクール表彰式、法教育をテーマにした劇、そして最後にパネルディスカッションと、法教育盛りだくさんの一日となりました。

橋本准教授は、高等学校教諭を経て研究者となり、文部科学省教科調査官として今回の学習指導要領の改



訂にも関わられた方です。その多彩な経歴から、午前中の講演会では、2012年秋に視察したばかりのアメリカのピア・メディエーション（学校における児童・生徒による紛争解決プログラム）についての視察報告、制服など具体的な社会問題を題材にした法教育の考え方、先般改訂された新学習指導要領の改訂の趣旨と「法に関する学習」の具体的な内容、人権教育と法教育の関係など、広汎なテーマについて、わかりやすくお話いただきました。講演会の会場には、学校教員を中心に、弁護士、市民など、多くの方が参加し、講演後の質疑応答でも予定時間を超過するほど熱心なやり取りが見られました。

（法教育委員会委員長 村松 剛）

劇に出演して

私は、脚本を執筆した高岡副会長から指名を受け、弁護士フェスタ恒例の催し物の1つである劇に、とても個性的な話し方をするデザイナー役で出演しました。

出演者の顔ぶれは、弁護士9名、法律事務所職員1名及び法科大学院修了生（司法試験合格者）3名で、皆、演劇については素人です。

劇の稽古は、本番の約1か月前から週2回のペースで、平日の夜に毎回2時間程度行われました。本番直前の週は、平日夜の稽古を1回追加しました。さらに、本番前日の土曜日の昼から夕方までと当日の朝から本番直前までを稽古にあてました。

私たちに稽古をつけていただいた演出家は、劇団の座長を務めている方です。したがって、稽古は甘くなかったです。さすがに灰皿が飛んできたことはありませんが、その指導は熱血そのものでした。正直なところ、この歳になって稽古とはいえ毎回怒鳴られるとは思っていませんでしたが、プロの演出家の創造的な仕事にふれることができたのは貴重な経験でした。

劇は、ゴミ集積所を誰の家の前にするかを決める自治会の会議の場面から始まります。大人たちは利己心丸出して議論がまったく噛み合いません。その際、大人たちはからっぽの透明なゴミ袋を押し付けあうので

すが、「エゴ」をゴミ袋に見立てたこの演出には驚きました。途中で場面は変わります。高校生たちは、公平に体育館の利用者を定めるルール作りに挑戦するやりとりを通して、話し合いの大切さを学びます。場面は再び自治会に戻ります。大人たちのやりとりを聞いていた高校生は、たまりかねて大人たちのやりとりを批判し、意見します。大人たちはようやく話し合いを始め、ゴミ集積所問題は一応の解決をみます。法教育が行われることで、近い将来、真の法化社会が到来すると予感させる結末だと、私は思います。

劇はやや堅いテーマを扱っていたものの、後日、観客から「わかりやすかった」という感想を多数聞きました。「法教育」という耳慣れない言葉を観客に直観的に理解してもらえるように、出演者一同、演出家の下で稽古を重ねた甲斐がありました。また、劇に出演したことで舞台度胸がついたことは個人的な収穫でした。

最後になりましたが、弁護士会職員の皆様、音響、



小道具及び舞台監督等でお世話になった皆様など多数の方のご支援をいただきましたことを、この場を借りて御礼申し上げます。

(法教育委員会委員 坂本 真史)

パネルディスカッション

学校現場における法教育の実践をテーマに、当会法教育委員会の佐藤裕委員をコーディネーター、福井大学の橋本康弘准教授、横浜市立西金沢中学校の田中良樹教諭、茅ヶ崎市立汐見台小学校の山田剛輔教諭、それから筆者の4名をパネリストとして、パネルディスカッションが行われました。

はじめに、法教育の意義－法律専門家ではない人々を対象に、法や法の背景にある価値や基本原則を理解し、これを使いこなすための技能を身につけるための教育－について説明があり、ゴミ集積所の問題を扱った劇を例に、法教育において「公平」を考える際の視点が紹介されました。

また、橋本准教授からは、学校教育における法教育の位置付けについて、小学校および中学校の学習指導要領にも言及しながら、従来の特別活動との違いなどについて説明がされました。

続いて、実際に現場で教育に携わる教諭から、学校現場での法教育の実践例が紹介されました。

山田教諭からは、給食のおかわりのルールなどを例に、小学校では、自分たちの生活に身近で現実性のある問題であれば、児童が考えを出し合って、互いの意見を尊重しながら話し合いを進められることが紹介されました。そして、ルールや問題解決について、学校や先生が決めたものよりも、児童が自分たちで話し合って決めたものの方が、守られることが多いと感じており、法教育は、学級経営や規範意識を育む観点からも非常に有益であるとの指摘がなされました。

田中教諭からは、中学校においては、自分自身の問題について意見を言うことに抵抗がある生徒が多いた



め、事例を与え、生徒がその登場人物になりきって意見を交わすという方法をとることにより、活発な議論がなされるよう工夫しているとの話があり、ゴミ出しの事案を題材とした授業実践例の紹介がなされました。また、生徒指導においても、教師が事実を正確に把握することの重要性など、法教育の視点が有益であるとの指摘がなされました。

最後に、法教育の課題について、小学校の現場では法教育の考え方を知らない人もまだ多いこと、学校現場では〇〇教育が溢れており、法教育もこれらに埋没してしまう可能性があることなどの指摘がなされ、子どもたちだけでなく、教員、保護者、地域の人々などの協力を得て、今後もより一層、法教育の普及に向けた取組みが求められているとの認識で一致し、パネルディスカッションは幕を閉じました。

(法教育委員会委員 糸井 淳一)

弁護士会訪問

平成24年12月18日午前10時から約2時間にわたり、品川女子学院の弁護士会訪問担当しました。当日は、高校1,2年生合わせて20名の生徒が参加しました。

事前に、引率を担当される先生から質疑応答をメインにしてほしいとの要望があったので、冒頭は、簡単な自己紹介及び職業紹介にとどめました。

とはいえ、いきなり「何か質問は?」と聞いても、質問しづらいだろうと予測していたので、私から生徒たちに問いかけ、発言を促すようにしました。すると、

緊張感も徐々に薄れてきて、最終的には、生徒たちは非常に積極的に発言し、熱心に参加してくれました。

高校1,2年生の頃、今と全く異なる職業を志していた自分を思い出し、生徒たちが、今日の弁護士会訪問を職業を選ぶ際の何かのきっかけにしてくれればうれしいなと思いながら過ごした、あっという間の2時間でした。

(法教育委員会委員 田原 恵)

i

横浜弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通 9 横浜弁護士会内
横浜弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

横浜弁護士会ホームページ

(<http://www.yokoben.or.jp>) にアクセス!

編集

後記

私は、今年度より編集委員になりましたが、編集作業のたびに日本語の難しさを思い知らされています。編集委員になる前は、編集会議の際に、編集委員間で熱い議論が交わされているとは想像すらしていませんでした。

編集作業自体は極めて大変ですが、同時に達成感を得ることができる作業であると感じております。編集会議後の食事が楽しいこともあり、部会が楽しみでなりません。部会としての活動を励みに、弁護士業務に邁進する毎日です。

(大木 秀一郎)

いきました。
今回の出前授業は、「実務家から見た司法制度改革」というテーマで、法学部への進学が決定している同校の3年生を対象としたものです。既に、卒業制作的な位置づけで、各班ごとに分かれて、「冤罪事件」、「少年法」等のテーマで学習しており、東電OJ事件の



新61期 弁護士 渡部 源

平成25年2月4日、法教育委員会委員の瀬川智子先生と一緒に、法政大学第二高等学校において出前授業を行

主任弁護人の先生などからも講義を受けているということでした。その一環として、我々は今回のテーマを担当しましたが、受講した生徒の意識は非常に高く、我々も良い緊張感の中で講義を行うことができました。
当日の講義は、①司法制度改革、②学部における生活、③ロースクール、④司法修習、⑤弁護士業務という流れで生徒とフリートーク方式で行いました。生徒からも、取調べの可視化や貸与制の問題等について、自然と質問が出るなど、かなり充実したものになりました。講義後も、十数名の生徒に囲まれ、1時間も個別質問を受けるなどしましたので、受講した生徒も喜んでくれたと思います。

無料出前授業体験記

法教育

編集委員

Law-Related Education



野野 隆行 (デスク)

青木 康郎

田丸 明子 江塚 正二

服部 知之

村上 貴久 押田 美緒

細貝 嘉満

大木 秀一郎